

包括外部監査結果報告書の要旨

令和2年度札幌市包括外部監査人
公認会計士 浅利 昌克

1 選定した特定の事件（監査テーマ）と選定理由

（1）選定した特定の事件（監査テーマ）

下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

（2）特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

ア．下水道施設の老朽化への対応

札幌市では、令和元年12月に札幌市強靱化計画を改定するに当たり、想定される災害、大規模災害に対する脆弱性の分析評価を行った。その中で、下水道施設等における防災対策への評価では、老朽化した施設の破損や故障による下水処理の機能停止等を未然に防ぐため、老朽化対策を継続的に進めることが求められている。下水道施設の整備・更新等には、多額の資金が必要とされるが、高度経済成長期に整備された施設の老朽化が進み、今後、更新時期を一斉に迎える状況が想定される。

イ．今後厳しくなることが予想される財政状況

将来的な人口の減少見込、景気の低迷等の厳しい経営環境から、下水道事業における収入の増加を期待することは難しい。下水道施設を建設する財源を調達するための企業債残高は、令和元年度末で2,413億円と、市全体の市債残高19,015億円の約12.7%を占めており、市全体の財政に占める割合も大きいといえる。

ウ．新たな地方公営企業会計制度への対応

平成24年1月27日付で新しい地方公営企業会計を定めた政省令と告示が公布され、札幌市の下水道事業については平成26年度の予算及び決算から適用されている。この新しい地方公営企業会計は、地方公営企業の更なる経済性の発揮のため、最大限、現行の企業会計原則の考え方を取り入れたものとなっている。地方公営企業法を一部適用している地方公営企業である札幌市の下水道事業は、独立採算の事業として、経済性の発揮と公共の福祉を増進する経営が求められている。

エ. 結論

今後、下水道事業を取り巻く経営環境はますます厳しくなっていく。より一層の経済性発揮による効率的な経営と、設備の老朽化や耐震化等の取り組むべき経営課題に対して戦略的な発想に基づいた優先順位付けによる計画的な経営が必要になってくると考えられる。これらの状況から、下水道事業に関する財務事務の執行並びに経営に係る事業の管理について監査することは、意義が大きいものと判断し、特定の事件（テーマ）として選定した。

2 監査の概要

(1) 監査対象部局及び監査対象期間

監査対象部局は、札幌市下水道河川局及び一般財団法人札幌市下水道資源公社である。監査対象期間は、原則として令和元年度の執行分をベースとし、必要に応じその前後期間を追加している。

(2) 監査の要点

- ア. 札幌市下水道事業中期経営計画の進捗は適切に管理されているか。また、中期経営計画における目標を実現するための今後の課題について適切に把握され、対応策が検討されているか。
- イ. 下水道事業に係る財産は、適切に管理されているか。また、更新投資計画に従った適切な投資が行われているか。
- ウ. 下水道使用料は、雨水雪公費・汚水私費の原則に従い適切に算定されているか。また、今後負担が増していくと考えられる企業債の償還について、使用料算定において適切に考慮されているか。
- エ. 下水道使用料の徴収事務は、法令及び規程等に従って適切に行われているか。また、債権管理は適切に行われているか。
- オ. 下水道事業に係る契約事務は、法令及び規程等に従って適切に行われているか。また、締結された契約は経済的なものとなっているか。
- カ. 下水道事業会計における、地方公営企業会計基準への対応は適切に行われているか。

3 監査従事者

(1) 包括外部監査人

浅利 昌克（公認会計士）

(2) 監査人補助者

石若 保志（公認会計士）、鈴木 隆司（公認会計士）、佐々木 大祐（公認会計士）、石井 俊春（弁護士）

4 報告書の構成と記載内容

タイトル（項目）	主な内容
第1章 外部監査の概要	テーマ選定理由、監査の実施概要、利害関係の有無、報告書標記上の注意点等を記載した。
第2章 下水道事業の概要	札幌市の下水道事業の沿革、現在の整備状況、組織体制、財務状況、各種計画、他政令指定都市との比較について記載した。
第3章 監査の結果及び意見	以下1～6に掲げる観点から監査を行い、その結果をまとめた。
1. 下水道事業における一般的な経営課題	国においても議論されている下水道事業における一般的な経営課題（ヒト・モノ・カネの課題）に対する札幌市の取組を検証し、意見を記載した。
2. 中期経営計画にかかる監査の結果及び意見	札幌市下水道中期経営プラン2020の取組状況を分析し、意見を記載した。
3. 財産管理に係る監査の結果及び意見	固定資産の管理プロセスの有効性を検証し、固定資産台帳より抽出した一部資産の現物確認結果を検証した上で、監査結果及び意見を記載した。
4. 契約事務に係る監査の結果及び意見	契約額が1,000万円以上の契約案件を抽出の上、契約金額の相当性及び契約事務の適法性等を検証し、監査結果及び意見を記載した。
5. 決算に係る監査の結果及び意見	決算その他会計処理に関する簿冊を閲覧し、手続きの有効性を検証した上で、監査結果及び意見を記載した。
6. 平成14年度包括外部監査における指摘事項の現況	平成14年度に行われた下水道事業に対する包括外部監査結果に対する措置状況及び現況について検証し、意見を記載した。

5 監査の結果（指摘）及び意見

（1）監査結果（指摘）及び意見について

監査の結果（指摘）は、合規性の観点から当然に是正を求める事項である。また、札幌市の厳しい財政状況に鑑み、地方自治法第2条第14項の趣旨を厳格に解し、経済性、効率性及び有効性の観点から強く対応を求める事項については結果（指摘）としている事項もある。

他方、意見は、結果（指摘）には該当しないが、組織及び行政運営の合理化に資するために、是正・改善に向けた検討を求める事項である。

（2）項目別指摘及び意見の件数

内 訳	指摘	意見	計
下水道事業における一般的な経営課題		10	10
下水道使用料の設定		1	1
広域化・共同化の推進		2	2
下水道使用料の債権管理の強化		2	2
下水道機能の維持（施設の老朽化対策）		1	1
技術職の人材育成		1	1
環境報告書		1	1
下水道使用料以外の収入および付加価値の増加、コストの削減		2	2
中期経営計画に係る監査の結果及び意見		3	3
財産管理に係る監査の結果及び意見	4	3	7
契約事務に係る監査の結果及び意見	8	9	17
決算に係る監査の結果と意見	3	3	6
平成14年度包括外部監査における指摘事項の現況について		1	1
計	15	29	44

（3）主な指摘事項

指摘事項の主なものは以下のとおりである。

ア．固定資産台帳の運用（報告書 P124～P128）※一部意見事項あり

現物確認を実施した固定資産のうち、既に撤去・破棄されているものの、固定資産台帳上には資産として残っているものが散見された。固定資産の除却処理が適切に実施されないことにより、貸借対照表上の固定資産の各残高に架空の資産残高が計上されることになる。

現行の運用には以下の課題があると考えられ、改善すべきである。

(ア) 固定資産台帳上の登録内容や記載方法が統一されていないことにより、固定資産に登録されている資産を特定できない。また、設備に関しては、別の「設備維持管理システム」により修繕内容等の管理を行っているが、固定資産台帳との登録単位の整合性を保持する運用がなされておらず、固定資産台帳によるすべての固定資産の網羅的な管理ができていない。固定資産台帳への記載方法等を統一し、設備維持管理システムにも登録される資産については、資産コード等で照合が可能な運用が望ましい。

(イ) 除却対象の資産を固定資産台帳の登録内容から特定できない場合、除却処理を実施しない運用を行っているが、当該運用を見直すべきである。また、1件の資産の一部についてのみ除却処理が必要な場合も、除却処理が実施されていないが、量的指標等（重量、長さ等）により除却対象部分の帳簿価額を算定し、除却処理を行う必要がある。

(ウ) 設備維持管理システム上の資産については、定期的な点検に併せ現物確認が行われているが、当システムにより管理されない固定資産については、定期的な現物確認は実施されていない。固定資産が増加・減少した際のチェック行為のみでは、その手続を誤るとその後長期間にわたりその事実が発見・是正されない。

固定資産台帳と設備維持管理システムとの連携を充実させ、固定資産台帳による定期的な現物確認が必要である。

イ. 厚別コンポスト工場の有効活用の検討及び減損会計の適用（報告書 P133～P135、P196～199）

札幌市では平成25年3月にコンポスト事業を廃止してから、長年、厚別コンポスト工場（帳簿価額1,408,582千円）の有効活用処分方法について検討を続けているが、効果的な活用方法を見いだせていない。用地について有効活用あるいは処分を検討し、設備の用途廃止を行い、売却、撤去若しくは廃棄等を検討、決議すべきである。

また、このような遊休施設については減損損失の対象となる。札幌市では下水道事業会計事務取扱要領に基づき、下水道事業全体を一つの資産グループとし、コンポスト事業施設及び設備の帳簿価額が下水道事業全体の帳簿価額の1%を超えていないことを理由に減損処理を行っていないが、毎年度多額の減価償却費が計上され、事業損益計算書への影

響があることから、コンポスト事業施設等を別グループとして識別し、減損損失を計上すべきである。

ウ．固定資産の取得原価の範囲・算定（報告書 P136～P138）

工事または制作を行った際の固定資産取得額について、札幌市下水道事業会計規則第97条の「工事又は制作に要した直接及び間接の経費の合計額」という規定に基づき、直接工事に要した支出額に加えて間接的な事務費・人件費を合理的な基準で按分し取得価額に加算している。

しかし、任意の1件の工事契約について、按分計算方法の確認を行ったところ、直接費は、直接工事に要した支出額の内容があきらかなものを除き工事契約額のみを指し、その他の支出は工事契約額以外の直接費を含めて全て事務費及び人件費として按分対象となっていた。

個別の工事に直接的に発生する支出は当該工事に直接賦課すべきであり、按分対象から除外する必要があるが、現状、契約金額以外の支出については、あきらかなものを除き直接費か間接費であるかの区分管理をしていない。支出内容を整理し、直接費と間接費に区分することから実施すべきである。

エ．札幌市下水道科学館運営管理業務の契約方法（報告書 P146～P150）

札幌市下水道資源公社に対し発注している下水道科学館運営管理業務（契約金額47,054千円）について、同公社が当該業務を適切かつ確実に対応することができる唯一の業者であることを理由に、随意契約により委託をしている。

しかし、業務委託額の約4分の1を再委託しているほか、積算等において再委託することを前提に進めていることから、関係政令やガイドラインに照らし、先述した随意契約の要件該当性を欠くものと言わざるを得ず、再委託業務とそれ以外の業務を分割し、それぞれについて契約方法を再検討すべきである。

オ．消費税申告額の誤り（報告書 P182～P187）

消費税の計算における仕入税額控除の計算を行うに当たり、当該仕入税額から控除すべき特定収入（補助金等）分の仕入税額の計算方法を誤ったため、令和元年度の消費税額が監査人試算で4,341千円過納付となっていた。

また、平成26年度から平成30年度の消費税計算においても同様の誤りがあり、平成26年度から令和元年度までの影響額が監査人試算で

合計 40,817 千円となる。すみやかに正しい消費税額を算定し、消滅時効到来前の消費税については還付を受ける必要がある。

(4) 主な意見事項

意見事項の主なものは以下のとおりである。

ア. 水道局との更なる業務連携（下水道使用料の滞納整理も含む）（報告書 P68～P69、P74）

(ア) 水道事業及び下水道事業は、それぞれの課題やその対応がほぼ一致している。維持管理の共同化（一括発注、ICT活用による集中管理）、事務の共同化（会計処理手続や台帳管理の共同化）など、水道局とのさらなる連携強化を図るべきである。

(イ) 水道局に委任している下水道使用料の滞納整理について、下水道河川局では必ずしも日常的な滞納整理の状況を明確に把握できているとは言えない。下水道河川局としても、滞納状況の把握・分析や収納率向上の検討を行い、必要に応じて水道局と協議する等、滞納整理に関し積極的に関わる必要がある。

イ. 下水道事業への市民等の更なる理解促進（報告書 P115～P117）

下水道事業の情報発信のターゲットが小学生に偏っているとの印象を受ける。人材の育成・確保も含めると高校生や大学生などをターゲットにした情報発信が重要であり、下水道のポテンシャルや投資対象としての魅力を発信するために、産業界に対する情報発信も必要である。時代に即した広報ツールの活用や、イベント情報に留まらない下水道事業そのものへの市民理解を深化させるための下水道河川局独自の SNS 発信等、より一層積極的に進めることが望まれる。

ウ. その他、会計処理について改善が必要な事項（報告書 P131～P133、P192～P196）

(ア) 建設仮勘定として資産計上しているいくつかの調査業務について、既存施設の能力や環境に関する調査費用、将来の建設工事の意思決定に寄与するための調査研究費用など、間接的な経費であり資産性は認められず、建設仮勘定ではなく一時費用として計上すべきものが見られた。

(イ) 法律上処分が義務付けられ、札幌市においても具体的な処理計画を

定めているPCB廃棄物の処分費用やアスベストの除去費用について、引当金を計上すべきである。

(5) 指摘及び意見事項一覧

事項	内容	ページ数	指摘/意見
1. 下水道事業における一般的な経営課題			
下水道使用料の検討ルール策定及び資産維持費の検討	料金算定期間が終わる時点で、料金設定時の計画値と実績値との比較、想定していなかった給水量の変動に伴う下水道使用料収入の減少や更新投資の増加等を踏まえ、持続可能な料金水準を検討し、公表することをルール化することが望ましい。 また、「独立採算制の原則」に従い、次の料金改定においては、「札幌市下水道ストックマネジメント計画」等に基づく所要額を踏まえた資産維持費について検討をすることが必要である。	65	意見
更なる広域化・共同化の推進	広域化によるスケールメリットだけでなく、それぞれが有しているノウハウの共有化も重要である。また、中長期的には、施設の集約化、改築計画等の初期の検討段階から、民間や他の地方公共団体も巻き込んだ広域化・共同化を図る必要がある。 さらに、ICTの有効な活用により、近隣の地方公共団体との広域化・共同化だけでなく、遠隔の地方公共団体との広域化・共同化が非現実的とは言えない可能性がある。長期的には革新的な技術の開発、ICTの推進、技術者の不足、札幌圏内外の人口移動などの積極的・消極的双方の要因により広域化・共同化を官民連携と同時並行して進めることを検討することは重要である。	67	意見
札幌市水道局との更なる業務の連携	維持管理の共同化（一括発注、ICT活用による集中管理など）、事務の共同化（会計処理手続や台帳管理の共同化）など、水道事業を行っている札幌市水道局とのさらなる連携強化ができる業務があると思われる。水道事業の課題や課題への対応は下水道事業の課題や課題への対応とほぼ一致している。そうであれば、両者が経験で得られたノウハウを共有しさらに連携することによりシナジー効果を得られると思われる。	68	意見
水道局に委任している滞納整理業務に対する関わりについて	滞納者に関する詳細や水道局が行っている日常的な滞納整理について、局において必ずしも明確に把握できているとは言えない。局としても滞納状況の把握・分析や収納率向上の検討を行い、必要に応じて水道局と協議する等、当該局として滞納整理に関し積極的に関わる必要があると思われる。	73	意見
所在が把握できない滞納者への対応について	水道局は、毎月、局に対して、上下水道システムを通じて滞納額を報告しているが、この報告の中には、所在が把握できない滞納者に関する情報が含まれている。しかし、水道局として当該滞納者の所在調査を尽くしたと考えているのか否かについては報告していない。 水道局として所在が把握できない滞納者の所在調査を尽くし徴収困難と考えたのであれば、そのことを局に報告し、局との間で、当該滞納者の所在調査の方法及び徴収方法について協議する必要がある。	74	意見
コスト増大に向けた財務体質の強化及び積極的な情報公開について	下水道施設の老朽化対策を行うためには、多額のコストを必要とすることが見込まれているため、今のうちから、将来に備えた長期的な資金対策を十分に検討し、実施していくことが必要である。アセットマネジメント手法による事業量と投資額の平準化のみならず、下水道事業での黒字分を内部留保として長期	82	意見

	的に積み立てるなど、内部留保を手厚くし、独立採算を原則とする公営企業として、財務体質を強化することについても検討する必要がある。また、下水道施設の老朽化対策の重要性や費用の必要性について、市民の理解を深めることも重要なことであるので、これらの取り組みについては、積極的に情報公開を行っていくことが必要である。		
人材確保に向けたインターンシップ及び学生への情報発信について	将来の人材確保に向けた採用面における取組としてインターンシップがある。一般企業では、令和2年度においては集合形式だけでなく、WEBによるインターンシップの開催がされているようであり、多くの学生への就職への動機づけの機会を提供することが可能と思われる。 さらに学生向けでは、ホームページの充実、SNSの活用など下水道事業の情報発信を高め、下水道事業への興味を持つ機会を増やす必要がある。	87	意見
環境報告書における目標値の設定について	環境報告書における目標の設定について、単年度ではなく中長期的な目標を置くべきであり、各年度にはその進捗状況を把握し、目標の達成割合を分析し、継続的に改善していくPDCAサイクルの適切な運用をするべきである。 現在策定中の中期経営プランで下水道エネルギーの有効利用による温室効果ガス削減量を目標値として設定しているとのことであるが、そのような目標値を設定し、さらなる取組を実施することを期待する。	92	意見
下水熱ポテンシャルマップのさらなる利用促進について	下水熱ポテンシャルマップについてはさらに積極的な利用促進を図るべきである。将来的な収益が見込まれるのであれば、一時的な使用料無料などのキャンペーンを使った利用促進を検討する余地はあると思われる。 また、下水熱ポテンシャルマップについては、市のホームページへの掲載やパンフレットの配布等を行っているが、知らない民間事業者も多いと思われるため、ホームページのさらなる充実を図り、市民あるいは民間事業者の認識を高める必要がある。	98	意見
様々な民間活用方法の検討及びICTの活用について	市においては、PPP/PFI手法による民間活用など、民間に委託することにより業務が効率化・コスト低減化が図れるものであれば、できるだけ民間に委託するよう検討するべきである。 また、ICTの活用も積極的に検討する必要がある。運転管理及び保守管理だけではなく、意思決定に重要な財務管理等に係るICT化の促進は将来的には避けては通れない。業務の効率化・コスト低減化だけではなく、情報の蓄積、人材の流動化に対応できるよう積極的に検討する必要がある。	98	意見
2. 中期経営計画に係る監査の結果及び意見			
中期経営計画2020における未達見込の事業	未来を見据えた下水道行政を行うためにも、計画未達の要因を改めて分析を行い、各事業の実施時期や優先順位、さらにそもそも計画へ織り込むべきであったかを含めて、検証を行う必要があると思慮する。その上で、なお下水道行政において必要不可欠な事業については確実な実施が求められる。	114	意見
下水道事業におけるより効果的な広報活動の模索について	現状においても、「情報提供」による市民理解の促進として下水道科学館の活用や、下水道パネル展の実施、出前講座等を行っているが、より効果的な広報活動を模索して行くべきである。特に、アンケート調査を下水道パネル展にて行っており、2019年度開催においては800件の回答を得ているが、アンケート内容はパネル展そのものに対する設問になっており、下水道事業への意識動向や、例えば広報事業に対する魅力的な手法を聞くような設問により、広報手法に対する調査研究を進めることも、市民理解を進めていく上で必要と考えられる。	115	意見

<p>下水道事業の情報発信のターゲットおよび情報発信方法について</p>	<p>人材の育成・確保も含めると高校生や大学生などをターゲットとした情報発信がこれから重要である。さらに、産業界特に下水道事業と現時点では全く関連のないと思われる他産業に対する情報発信も必要である。</p> <p>現時点においても、下水道に対する関心を高めてもらうよう、大学生と連携した広報イベントの実施や、市の公式SNSを活用したイベント情報の発信などに取り組んでいるほか、YouTubeの活用も進めており、さらにホームページについても、令和3年度中のリニューアルに向けた作業を進めているとのことであるが、時代に即した広報ツールの活用や、イベント情報に留まらない下水道事業そのものへの市民理解を深化させるための下水道河川局独自のSNS発信等、より一層積極的に進めていくことが望まれる。そして、特にホームページに関しては、単なる情報発信にとどまらず、市民目線から積極的に下水道事業の情報にアクセスできるようなものへと昇華されていくことも強く望むものである。</p>	<p>116</p>	<p>意見</p>
<p>3. 財産管理に係る監査の結果及び意見</p>			
<p>固定資産台帳の運用について</p>	<p>市では、登録内容や記載方法が統一されていないことにより、固定資産に登録されている資産を特定できない状況である。この結果、固定資産台帳の目的を達成できず、誤った金額が決算報告書に計上されている可能性がある。</p> <p>このため、固定資産台帳への登録内容、記載方法を統一し、その正しい運用を徹底する必要がある。また、主たる利用目的が異なるものの、設備維持管理システム上の資産と固定資産台帳上の資産の照合が困難な状況は資産管理を複雑化しているとも考えられる。両システムに登録される資産については、資産コード等で照合可能な運用が望ましい。</p>	<p>125</p>	<p>意見</p>
<p>固定資産の除却漏れ</p>	<p>現物確認を実施した固定資産のうち、既に撤去・破棄されているものの、帳簿上には資産として残っているものが散見された。まず、固定資産の撤去・廃棄等の除却手続を要する場合であっても対象資産を固定資産台帳上個別に識別できない場合は除却処理を実施しない運用を改める必要がある。除却対象となる固定資産が固定資産台帳から特定できるよう固定資産台帳を整備し、除却処理を徹底する必要がある。1件の資産の一部についてのみ除却処理が必要であり、除却対象の帳簿価額が個別に把握できない場合であっても重要性に応じて除却対象の帳簿価額を量的指標等（重量、長さ等）により算定し、除却処理する必要がある。</p>	<p>127</p>	<p>指摘</p>
<p>固定資産の現物管理</p>	<p>多額かつ多数の固定資産を管理する場合、固定資産管理の重要性は大きく、定期的な固定資産の現物確認が必要と考える。現状実施されている設備維持管理システム上の資産への保守・点検を維持しつつも、同システムと固定資産台帳との連携を充実させ、また、固定資産台帳を整備し、網羅的な固定資産管理を徹底する必要がある。</p>	<p>128</p>	<p>意見</p>
<p>建設仮勘定の証憑保存期間</p>	<p>建設仮勘定の対象となっている委託契約の契約書が保存期間満了により破棄されていた。</p> <p>建設仮勘定の根拠資料は本勘定へ振り替えられた時に本勘定の根拠資料となることから、建設仮勘定の根拠資料の処分は本勘定の根拠資料の処分を意味する。また、根拠資料が十分ではない場合、取引内容を十分に確認できず、本勘定への振替の判断を誤る可能性もある。このため、建設仮勘定の根拠資料は本勘定への振替までは処分対象とせず、建設仮勘定を経由せずに資産取得した場合の保存期間まで延長する等の対応が必要であ</p>	<p>131</p>	<p>指摘</p>

	る。		
建設仮勘定の資産性の判断	今回調査した建設仮勘定の一部（No4,8～14）については、既存施設の能力や環境に関する調査費用や将来の建設工事の意思決定に寄与するための調査研究費用が建設仮勘定として計上されており、資産性は認められず一時費用として計上すべきと考えられる。この結果、合計67,167千円が本来一時費用とされるべき支出と考えられる。	132	意見
コンポスト事業の活用	コンポスト事業施設及び設備（帳簿価額1,408,582千円）は、コンポスト事業を廃止していることから、用地について有効活用あるいは処分を検討し、設備の用途廃止を行い、売却、撤去若しくは廃棄等を検討、決議すべきである。	135	指摘
固定資産の取得原価の範囲・算定	市では、事業費総額に対して工事契約金額の割合に応じた額を取得価額としているが、直接費の範囲は工事契約金額に限定され、個別に直接的に発生する工事契約金額以外の支出も事務費又は人件費として按分対象とされている。この結果、本来按分すべきではない直接費がほかの資産の取得価額に按分加算され、取得価額が適切に計算されていない。 なお、按分計算の基礎数値が決算報告書上の数値から構成されることは必須であり、今回そのような資料の提示を受けられなかったが、このような重要な確認項目が容易に確認できない計算資料で決算手続を進めることは、確認作業を困難にさせ、計算誤りを見逃す可能性を抱えることとなる。このため、固定資産の取得価額の計算資料の様式も併せて見直すべきであると考えられる。	137	指摘
4. 契約事務に係る監査の結果及び意見			
札幌市工事請負契約等における随意契約のガイドラインの記載内容の誤り	「このガイドラインは、地方自治法施行令(第167条の2第1項第2号から第5号までの対象となる可能性のある主な工事の態様を例示したものである」と定めているが、その内容においては、同第6号の工事態様の例示及び同第7号の具体例を包含するものであり、「第5号」というのは端的に誤りであり、「第5号」を「第7号」に改正すべきである。	144	指摘
札幌市工事請負契約等における随意契約のガイドラインの見直し	札幌市工事請負契約等における随意契約のガイドラインは、昭和61年に規定して以来1度も改正がされずに35年以上が経過している。また、市は、これまでの間、物品役務に関して単なる事例の摘示にとどまらない「随意契約ガイドライン(物品・役務契約)」を平成25年3月22日に制定している。 工事等に関する随意契約に関しても、わかりやすいガイドラインに改訂することは、市民のため、また、市の契約事務の適正さを担保するためにも、事例の充実を図り、市の契約事務における留意点の反映を加える等、より分かりやすいガイドラインへの見直しがされるべきである	145	意見
札幌市下水道科学館運営管理業務を一括して随意契約とすることの法適合性	本業務契約は、業務契約額の1/4を再委託することを前提にした随意契約であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の要件該当性を欠くものといわざるを得ず、再委託業務とそれ以外の業務を分割し、それぞれについての契約方法を再検討すべきである。	148	指摘
再委託業務以外の業務の契約方法	今後市において下水道科学館の運営管理業務の契約方法についての再検討が見込まれるところ、その際には、再委託業務に限らず、そもそも下水道科学館の運営管理業務についても公社との契約によらなければならないのかを再度検討されたい。	151	意見
汚泥処理施設総括管理業務及び	対象施設を個別にではなく一括して公社に委託するのは、下水道事業の円滑かつ安定確実な履行の確保に加え、諸経費の削減	153	意見

水処理施設総括管理業務について	等の経済効果が見込まれることが理由である以上、引き続き、その効果の検証を重ねるとともに、公社の業務の監督や人件費の削減等の経営努力を求めることが必要である。契約金額が高額であり、また、落札率も高いことから、この点留意した契約事務が履行されるべきである		
下水道台帳管理システム保守管理業務	同業務は、今後も継続的に毎年役務の調達が必要となることが窺われるところ、そのような長期にわたって利用するシステムの利用に関する保守管理については、契約当事者の固定化の懸念があり、監査等を受けることなく見直しの契機や機会が得られにくい面がある。そのため、このような類の契約に関しては、随意契約の要件は満たすとはいえず、不定期に、他のシステムを導入した場合の維持管理費がどの程度のものかなどを意識的に調査し、参考にする運用も検討されたい	158	意見
下水道台帳管理システム移行業務	法的根拠を地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続き特例を定める政令第11条第1項2号としながらも、市が随意契約を選択した理由説明は、同法令上の要件に従った説明となっておらず、当該理由のみに基づく随意契約による契約の締結は法令上の要件を満たさない。	158	指摘
厚別処理区国道36号（美しが丘1条11丁目他）下水道新設工事における業者選定調書の記載	事後に随意契約理由として公表されることになる業者選定調書上の業者を「特定とする理由」の記載が、実態と異なっていた。このような記載により、客観的に認識される工事内容は、「雨水管及び汚水管について、10月末までの引渡し期限付の工事」であるにも関わらず、工期が令和2年3月2日と公表されており、それ自体、矛盾を来していると言わざるを得ず、業者選定調書の作成を明らかに誤ったものと言わざるを得ない	160	指摘
厚別処理区国道36号（美しが丘1条10丁目他）下水道新設工事における業者選定調書の記載	ガイドラインの具体例に該当すれば無条件で特定の者1人から見積書を徴して行う随意契約にすべきといえるものではなく、実質的に法令上の要件に該当するかの検討を要するものであり、補足的にであっても、不利と認められる理由説明がなされるべきである。	161	意見
厚別処理区国道36号（美しが丘1条10丁目他）下水道新設工事の契約方法	本件は北海道開発局の工事の動向に左右される中、契約事務を進めるための時間があまりに制限されていたこと、その中でも北海道開発局の意向になるべく添えるようにと①擁壁関連工事と②歩道橋撤去関連工事をまとめて設計しようとしたことが原因と推察されるところであるが、選択肢としては、擁壁関連工事のみ先行して随意契約により契約を締結した上、次いで歩道橋撤去関連工事に関する契約事務を進めるのが無難であったと考える。	161	意見
下水道管理システム等データ入力業務の入札方法	データ入力という役務については、一定の知識を備えていれば作業は可能であって代替性があり、この種に適応する人材は多く、従前から担当してきた業者が必ずしも技術的に優位性があるとはいえない。 したがって、市の懸念とするところは、そのデータ入力内容の正確性を担保するところにあると思料されるものの、一般競争入札の例外要件を充当するほどの必要性も相当性も認められないというべきである。 よって、本役務については、次年度以降、一般競争入札によるべきである。	164	指摘
定山溪水再生プラザにおけるほう素処理に係る	本業務は、地方自治法施行令第167条第2号を根拠とするところ、「入札執行について（伺）」記載の契約方法欄には、その適用法条について、地方自治法施行令第167条第2号ではなく「3	165	指摘

調査検討業務における指名競争入札選定根拠	号」とされており、誤りが認められる		
定山溪水再生プラザにおけるほう素処理に係る調査検討業務における指名競争入札選定根拠	「入札執行について（伺）」では、印刷時記載済みの3号を1号に訂正しており、定形の雛形をそのまま利用していると推察されるところ、契約事務手続きの適正、リスク管理の観点から、文書作成において注意すべきであり、その作成方法の改善が必要である。	165	意見
西部スラッジセンター焼却灰運搬業務の入札方法	受託業者の質や信頼性確保については、一般競争入札に付すとしても、制限付き一般競争入札とし、総合評価落札方式（札幌市工事等総合評価落札方式試行要領）を採用するなどによれば実現可能と考えられ、懸念は顕在化しないといえる。 したがって、特別に指名競争入札とすべき積極的根拠がないのであれば、一般競争入札によるべきであった。	166	指摘
西部スラッジセンター焼却灰セメント資源化業務における見積依頼書	指名競争入札の契約事務の内部手続きにおいて、市担当者は、見積を依頼する当該2者を宛名に連記した見積依頼書（案）を作成し、内部決裁を得ていた。 発送して問題となる書面をたとえ（案）としてであっても作成すること自体、その必要性が認められないだけでなく、同書面を送付するリスクを抱えるだけでありリスク管理としても妥当とはいえない	167	指摘
豊平川水再生プラザ第1処理施設最終沈殿池2系上屋ほか改修工事	本件同様のケースにとどまらず、過去の事例分析などを通じて、潜在的に同種結果が起りうるケースを集約化しておくことはリスク管理上も必要で意義のあるものとする。	171	意見
再委託時の秘密保持義務	再委託契約の場合においても、市と受注業者との間における秘密保持義務は再受託者に対して同程度に課されるべきところ、市の説明においては、あくまで口頭で確認をとっているにすぎないとのことであった。 単なる口頭での確認で済ませるのではなく、市の有する秘密情報等が漏洩することを防止する意味においても、正しく秘密保持義務についての説明のほか書面を徴収する運用を検討するべきと考える。	172	意見
5. 決算に係る監査の結果及び意見			
消費税の計算誤り	特定収入に係る課税仕入れ額の計算の誤りにより、令和元年度の消費税額が監査人試算で4,341千円過納付となっていた。これにより、会計上の雑支出及び未払金も同額過大となっている。 また、平成26年度から平成30年度の消費税計算においても、同様の誤りがあり、平成26年から令和元年までの影響額は監査人試算で合計40,817千円となり、消費税の過納付と見込まれる。	186	指摘
決算業務体制等	決算根拠書類・消費税申告書作成に際し、留意事項をチェックリストとして作成・運用し、検討実施結果を記載したチェックリストを含めた、残高内訳資料の根拠を集めた決算用綴あるいはファイルの作成などにより、決算業務の次年度以降への効率的かつ効果的な引継方法等を検討すべきである。 また、研修会への参加機会の増加や税理士・公認会計士等専門家の関与なども検討し、正しい決算書・消費税申告書が作成できる体制を構築する必要がある。	188	意見

<p>下水道事業の職員の退職金の負担</p>	<p>会計の原則に従えば、退職時の部署に関わらず、在職していた部署において在職期間に対応する退職金相当額を負担すべきである。</p> <p>ただし、上記の取扱は全政令指定都市において同様であり、また、実際に行うとなるとシステムの変更など大きな負担の生じる可能性が高い。加えて、各会計における人員配分・年齢構成等が大きく異ならないのであれば人事異動があっても局の負担はさほど変わらないという可能性もある。</p> <p>そのため、在籍期間に応じた退職金にかかる費用を在職部局にて負担することとした場合の下水道事業及びその他部局が負担する額を試算するなど、サンプルベースにて影響額を把握する等の方法にて、変更の要否について検討する必要がある。</p>	<p>191</p>	<p>意見</p>
<p>P C B アスベスト処理費用引当金の計上</p>	<p>P C B 廃棄物の対象となる変圧器等を保管、アスベストについての処理計画があるにもかかわらず、その処分費用の引当金が計上されていなかった。</p> <p>P C B 廃棄物、アスベスト処理計画の通り機器類については現在処分中のものであるとのことであるが、今後、同様の物件等の保管、処理計画が明らかとなった場合は、その存在が明らかになった時点で引当金として計上すべきである。</p>	<p>196</p>	<p>意見</p>
<p>減損会計の可否</p>	<p>決算手続上、毎事業年度固定資産の減損会計の検討を行い、減損損失を計上する必要があるか確認しなければならない。結果として、減損損失を計上する必要がある場合であっても、減損損失の計上が不要であるとの結論に至る経緯を決算手続として、記録・保管する必要がある。</p> <p>また、遊休資産については帳簿価額が帳簿価額全体の1%を超えないことを理由に、結果的に減損不要と判断しているが、既に除却済みの資産が相当数帳簿上に計上されている可能性があり、帳簿価額そのものに疑義があるため、固定資産台帳の正確性が担保されるまでは1%基準をそのまま採用すべきではない。</p> <p>コンポスト事業施設及び設備について、同施設に関する減価償却費は事業終了後毎期計上されており、平成30年度決算上、当期純利益2,775,156千円の4.3%を占め、影響が軽微とは言い難い。事業損益計算書への影響を考慮するとコンポスト事業施設及び設備については別グループとして識別し、減損損失を計上すべきである。</p>	<p>198</p>	<p>指摘</p>
<p>固定資産の減価償却の方法の注記</p>	<p>固定資産台帳の資産別の耐用年数について集計した結果、決算報告書上注記されている年数と相違する固定資産が発見された。</p> <p>財務諸表の注記は、財務諸表の理解に役立つ参考情報として表示されるもので、当然に固定資産台帳上の耐用年数をもって財務諸表の注記上の耐用年数とされるべきである。財務諸表作成時に注記事項の内容を確定させる際には、その時点の事実関係と一致しているかを確認し、必要に応じて内容の更新をする必要がある。</p>	<p>200</p>	<p>指摘</p>
<p>6. 平成14年度包括外部監査における指摘事項の現況</p>			
<p>下水道使用料の延滞金について</p>	<p>下水道使用料の延滞金については、下水道条例制定の昭和34年から今日まで徴収されてきていないが、正規納入者との公平の観点から、その取扱いにつき再検討されるべきである。</p>	<p>215</p>	<p>意見</p>